

## マイナンバー制度 経過措置（3年間の猶予規定）への対応について

平成 30 年 2 月

平成 28 年 1 月以降投資信託口座開設や外国送金にかかるお取引の際にマイナンバー・法人番号のご提出をお願いしておりますが、この度、下記に該当するお客さまにつきましても平成 31 年以降の最初に売却代金や配当金等の支払を受ける日まで、および最初に外国送金、その受領をする日までに、ご提出が必要と法律で定められており、ご協力をお願い申し上げます。ご提出頂けない場合は平成 31 年 1 月以降の取引が円滑に行えなくなる可能性もありますのでご注意ください。

### マイナンバー・法人番号のご提出が平成 31 年以降の上記の日までに必要なお客様

#### <個人のお客さま>

- ・平成 27 年 12 月末以前に投資信託の口座を開設したお客さま
- ・平成 31 年 1 月以降も外国送金などにかかる支払・受取を行う予定があるお客さま

#### <法人のお客さま>

- ・平成 27 年 12 月末以前に投資信託の口座を開設したお客さま
- ・平成 27 年 12 月末以前に定期預金・通知預金の口座を開設したお客さま
- ・平成 31 年 1 月以降も外国送金などにかかる支払・受取を行う予定があるお客さま

尚、既に当行にマイナンバーを提出済の個人のお客さまは再度の提出は不要です。

### 【必要資料】

#### <個人のお客さま> 以下のいずれか 1 つ

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・マイナンバー通知カード及び本人確認書類（注 1）
- ・マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し及び本人確認書類（注 2）

（注 1） 写真付きのもの 1 通または写真無のもの 2 通

（注 2） 写真付きのもの 1 通または写真無のもの 1 通

（但し、個人番号が記載された住民票の写しが発行から 6 ヶ月を経過している場合は写真無のものは 2 通）

#### <法人のお客さま> 以下のいずれか 1 つ

- ・発行日から 6 ヶ月以内の法人番号通知書
- ・発行から 6 ヶ月超の法人番号通知書の場合は、加えて登記事項証明書等（6 ヶ月以内に発行されたもの）
- ・6 ヶ月以内に作成された法人番号印刷書類（国税庁法人番号公表サイトより印刷可能）及び登記事項証明書等（6 ヶ月以内に発行されたもの）

## オーストラリア・ニュージーランド銀行

Australia and New Zealand Banking Group Limited ABN 11 005 357 522

〔商号〕オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）〔登録金融機関〕関東財務局長（登金）第 622 号〔加入協会〕一般社団法人全国銀行協会・日本証券業協会

東京支店 〒100-6333 東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 33 階

TEL.03-6212-7777

大阪支店 〒530-0001 大阪市北区梅田二丁目 2 番 2 号 ヒルトンプラザウエストオフィスタワー 17 階

TEL.06-6456-1231